車両の通行の許可の手続等を定める省令及び道路法施行規則 の一部を改正する省令案について

I. 改正の背景

令和2年5月27日に公布された道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号。以下「改正法」といいます。)により、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」といいます。)等が改正されました。

現在、車両の構造が道路構造の基準に適合しない特殊な車両(以下「限度超過車両」といいます。)を通行させようとする場合、個別審査を通じて通行の許可を行っているところ、改正後の法により、あらかじめ登録を受けた限度超過車両の通行の可否については、当該車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路(以下「通行可能経路」といいます。)の有無を即時に確認することが可能になります。

また、限度超過車両の登録等の事務については、可能な限り専門性の高い外部機関 に担わせることで、より効率的に執行するため、国土交通大臣の指定を受けた指定登 録確認機関が、国土交通大臣に代わり一定の業務を行うことが出来ることとなります。

改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、施行にあたり「車両の通行の許可の手続等を定める省令」及び「道路法施行規則」を改正し、国土交通省令に委任された事項及び法を実施するために必要な事項に関する規定の整備を行います。

Ⅲ. 改正の概要

- 1. 限度超過車両の通行手続関係
- (1)電子情報処理組織の使用(法第47条の5、法第47条の7、法第47条の8、法第47条の10関係)

限度超過車両の登録の申請、通行可能経路の有無の確認の求め等を行う場合は、 電子情報処理組織を使用して行うこと等とします。

(2) 登録に係る車両の幅等の基準(法第47条の6関係)

登録を受けることができる限度超過車両の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小 回転半径に関する基準を次のとおり定めます。

- (ア) 幅 3.5メートル以下
- (イ) 重量
 - ・フルトレーラ連結車及びダブルスにあっては163.6トン以下

- ・セミトレーラ連結車にあっては143.6トン以下
- ・上記以外に掲げるもの以外の車両にあっては135.1トン以下
- (ウ) 高さ 4.3メートル以下
- (エ)長さ
 - フルトレーラ連結車及びダブルスにあっては21メートル以下
 - ・セミトレーラ連結車にあっては20メートル以下
 - ・上記以外に掲げるもの以外の車両にあっては16メートル以下
- (オ) 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて12メートル以下
- (3) 通行経路に係る記録の保存の方法の基準

限度超過車両の通行経路の記録の保存方法は、限度超過車両に搭載されたETC 2. 0車載器を用いて行われるものであることとします。

- (4) 積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準(法第47条の6関係) 積載する貨物の重量をその積卸しの日時・場所とともに確認できるよう記録した ものとして国土交通大臣が定める書類又は電磁的記録を、登録車両を確認の求めの 回答の内容に従って通行させた日から1年間保存するものであることとします。
- 2. 指定登録確認機関関係 (法第 48 条の 46、法第 48 条の 52、法第 48 条の 53 関係)
- (1)指定登録確認機関の指定の申請にあたり、国土交通大臣へ提出する申請書の記載 事項として名称・住所等を、必要な添付書類として定款・登記事項証明書等を定め ます。
- (2)登録等事務に関する規程(以下「登録等事務規程」といいます。)の認可申請手続として、申請書に登録等事務規程を添え、国土交通大臣に提出することを定めるほか、登録等事務規程の記載事項として、登録等事務を行う時間及び休日に関する事項、手数料の収納の方法に関する事項等を定めます。
- (3)帳簿の記載事項として、登録の申請をした者の氏名又は名称及び住所等を定めるほか、帳簿の保存方法・期間、登録等事務に関する書類とその保存方法・期間を定めます。

Ⅲ.今後のスケジュール(予定)

施 行 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和4年5月 26日を超えない範囲内において政令で定める日)